

南中円卓会議の広告基準

平成22年8月28日
南中円卓会議 広報部会

1. 広告主は、南中円卓会議の活動趣旨に賛同いただける事業所で、大阪狭山市内で営業するものとする。
2. 広告面積は、(a)1マス(縦65mm×横45mm)あるいは(b)2マス(縦65mm×横90mm)とする。この面積は、広告主の同意があれば、広告料の増減なしで変更できるものとする。
3. 広告掲載場所は、(a)中面 又は (b)裏面とする。
4. 広告料は、中面4回連続の掲載で(a)1マス=10,000円、(b)2マス=17,000円
裏面4回連続の掲載で(a)1マス=15,000円、(b)2マス=25,000円
とする。広告料徴収の時期は、契約(広告依頼書兼承諾書)に記載する。
一旦支払われた広告料は、広告主の都合で途中解約しても返却はしない。
5. 契約期間は、4回連続の掲載が終了するまでとする。それ以後は、新たな契約として再契約をする。この場合において、既広告主との契約は優先するが、保証するものではない。
6. 政治団体、宗教団体、反社会的勢力と認められる団体等の広告及び南中円卓会議議長が不相当と認める広告は受け付けない。
7. 受領した広告料は、南中円卓会議の自主財源とし、円卓会議の運営費として地域のために活用するものとする。

平成22年8月28日